

アメリカのTitle IX(タイトルナイン)における セクシュアルハラスメント規制について

千葉大学
後藤弘子

タイトルIXと性暴力

タイトルIX (Title IX) とは

タイトル・ナイン (Title IX of the Education Amendments of 1972)

アメリカ合衆国の教育機関における男女の機会均等を定めた連邦法の修正法

1972年6月23日に成立

公民権法 (Civil Rights ACT) 第9編

タイトルナイン (Title IX)

No person in the United States shall, on the basis of sex, be excluded from participation in, be denied the benefits of, or be subjected to discrimination under any education program or activity receiving Federal financial assistance.

「米国内における全ての者は、連邦政府の財政援助を受けているいかなる教育プログラム若しくは活動においても、性別に基づき、その参加を拒まれ、その利益の享受を拒否され、又は差別の対象となってはならない」

タイトルIX (Title IX) の成立の背景

アメリカ社会における文化的変化の影響 (R. Shep Meinick)

1972年

- ・ERAの批准 = 合衆国憲法修正条項に男女平等を入れる運動

改正に必要な数の州の賛成が得られなかったため、頓挫

- ・連邦最高裁判所で、はじめて女性差別が修正14条違反と判断された

(Reed vs. Reed、ギンズバーグ弁護士(当時)が代理人の一人)

タイトル・ナインの成立

- ・タイトル・ナインは、従前の連邦政府の差別禁止法が教育現場での性差別に対応していなかったために生じたギャップが認識されるようになったことを受けて制定
- ・1964年公民権法第VI章(タイトル・シックス)は、連邦政府の資金提供を受けている機関による人種差別を禁止する連邦法であり、同法第VII章(タイトル・セブン)は、性別を含む様々な偏見を理由とした雇用における差別を禁止
- ・タイトル・セブンでは明示的に教育機関をその適用対象外
- ・タイトル・ナインは、教育機関による資金の差別的利用を防ぐことを目的としたもので、政府資金の利用法について規制を行う米国で初めての連邦法

具体的な性差別

- ・女子学生に対する組織的な教育機会の剥奪やスポーツ競技への参加拒否
- ・高等教育機関のプログラムに参加するための選考における女性の少ない定員
- ・奨学金の機会が限られていたり、門限が早く設定されるなど女性に対してより厳しいキャンパス内のルールの存在
 - * アメリカの大学は、オンキャンパスの寮が生活場面

タイトルナインの適用範囲

- ・タイトルナインは、学校、つまり教育機関やその他の機関で、教育省を通じて連邦の資金援助を受けているところに適用される。
- ・全米で、17,600以上の学区や、5,000の中等教育以後の教育機関、チャータースクールや営利目的の学校、図書館や美術館・博物館、職業訓練校も含む
- ・そこで行われる教育的プログラムは、性別による差別なしに実施される必要がある。性別による差別には、性的指向やジェンダーアイデンティティによる差別も含まれる。
- ・募集、選考やカンセリング、財政的支援、アスリート、性別に基づくハラスメント(性暴力やその他の形態の性的暴力を含む)、妊娠出産する学生への対応、LGBTQ+学生への対等、懲戒処分、男女別学、そして、雇用がその対象分野となる

https://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/tix_dis.html (2021・8改定)

タイトルナインの適用範囲

連邦の支援は、主に高等教育

初等・中等教育は、州の管轄で、連邦からの資金は9%程度

→ 2022年、タイトルナイン50周年で、さらなる充実(初等・中等教育への適用など)が検討されている。

タイトル・ナイン: スポーツにおける男女平等

教育省は、「スポーツプログラムにおける性差別の撤廃」(Letter to Chief State School Officers, Title IX Obligations in Athletics, 1975)と題する指針を公表し、教育機関に対してスポーツ関連プログラムに参加する機会を性別にかかわらず全員に平等に提供することを義務付け。

以下の基準が満たされていれば男女平等といえる

- 1 学校の男女アスリート数を把握し、その数が学校に在学する男女の割合に比例している
- 2 スポーツ競技において男女いずれかが不平等な扱いを受けていた過去の状況を前提として、当該グループに対してスポーツ機会を継続的に提供してきた取組みを示す
- 3 不平等な扱いを受けている性別のアスリートを対象とした調査を行い、彼女らの利益を実現するための機会を学校から十分に得られているか否かを調査する

<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/holmes.html>

タイトル・ナイン：教育機関におけるセクシュアル・ハラスメントおよび性暴力

タイトル・ナインの条文上、セクシュアル・ハラスメントや性暴力に関する明示的な記載はない

米国の裁判所およびその後制定された連邦法規では、同法について連邦政府の資金を受けている教育機関において、セクハラも性暴力のいずれもが禁止されているとの解釈

ある行為が「非常に深刻、広範かつ、客観的に見て攻撃的であり、被害者が教育の機会や便益を得ることを事実上妨げている」場合には、かかる行為はタイトル・ナインのセクシュアル・ハラスメントに該当

実質的にはクラーリー法による

当初は冷淡だったOCR(教育省公民権局)や裁判所

1980年、Alexander v. Yale が最初の大学におけるセクシャルハラスメントケース(5人の女子学生が何人かの男性教員をタイトルナイン違反で訴える)

キャサリン・マッキノン(フェミニスト法学者)の支援を得る

救済のメカニズムが用意されていないことがタイトルナイン違反としたが、対価型セクシャルハラスメントの1件だけが容認

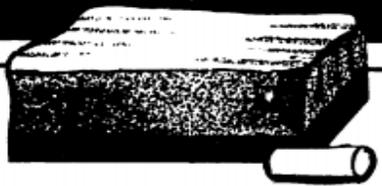
1981年にOCRの内部文書で、学校におけるセクシャルハラスメントは、タイトルナインが禁止する性差別に当たるとされ、“Sexual Harassment : It’s Not Academic”とするパンフレットが配布された

1991年 アニタ・ヒルの公聴会での発言やSeventeen誌での初等・中等学校にとおいて、通報を呼びかけ、4000件以上が通報するなどの社会的注目浴びた

1988

SEXUAL HARASSMENT: IT'S NOT ACADEMIC

U.S. Department of Education
Office for Civil Rights
Washington, D.C. 20202-1328



<https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED330265.pdf>

Sexual Harassment

It's Not Academic



U.S. Department of Education
Office for Civil Rights
Washington, D.C. 20202-1328
800 - 421-3481

March 1997

ERIC
BEST COPY AVAILABLE

<https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED423609.pdf>

Archived Information



U.S. DEPARTMENT OF EDUCATION

2008

SEXUAL HARASSMENT

It's Not Academic

U.S. DEPARTMENT OF EDUCATION
Office of Educational Research and Improvement
EDUCATIONAL RESOURCES INFORMATION CENTER (ERIC)

- This document has been reproduced as received from the person or organization originating it.
- Minor changes have been made to improve reproduction quality.
- Points of view or opinions stated in this document do not necessarily represent the U.S. Department of Education.

<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/ocrshpam.pdf>

OCR(教育省公民権局)によるガイドライン

1997 Sexual Harassment Guidance

2000 REVISED SEXUAL HARASSMENT GUIDANCE:HARASSMENT OF STUDENTS BY SCHOOL EMPLOYEES, OTHER STUDENTS, OR THIRD PARTIES

2011 Dear Colleague Letter (性暴力を減らす)

2014 オバマ政権大統領府による”Not Alone”の報告書とOCRによるQuestions and Answers on Title IX and Sexual Violence

性暴力の調査のための内部プロセスの整備を初めて学校に要請

- ・1人の調査員 (single investigator) が調査権限と最終判断権限を有する
- ・セクシャル・ハラスメントの定義を広汎に解釈
- ・認定に「証拠の優越基準」(preponderance of evidence standard) で足りるとした

⇒ 批判あり

OCR(教育省公民権局)によるガイドライン

2017 Q&A on Campus Sexual Misconduct

2020 Nondiscrimination on the Basis of Sex in Education Programs or Activities Receiving Federal Financial Assistance

2021.3.8 バイデン大統領令

Guaranteeing an Educational Environment Free From Discrimination on the Basis of Sex, Including Sexual Orientation or Gender Identity

2021 Questions and Answers on the Title IX Regulations on Sexual Harassment まだ2020年の基準は生きている

2022 The U.S. Department of Education Releases Proposed Changes to Title IX Regulations, Invites Public Comment

2021.3.8 大統領令

Section 1. Policy.

It is the policy of my Administration that all students

should be guaranteed an educational environment free from discrimination on the basis of sex, including discrimination in the form of sexual harassment, which encompasses sexual violence, and including discrimination on the basis of sexual orientation or gender identity. For students attending schools and other educational institutions that receive Federal financial assistance, this guarantee is codified, in part, in Title IX of the Education Amendments of 1972, 20 U.S.C. 1681 et seq., which prohibits discrimination on the basis of sex in education programs or activities receiving Federal financial assistance.

タイトル・ナインを実質化するクラリー法

- ・タイトル・ナイン自体は一般原則を定めたもの
- ・具体的措置の一つが、クラリー法 (Clery Act、1990)
- ・同法は、キャンパス内での犯罪政策及び統計の透明性を確保することを目的として、各キャンパスに対し、毎年、犯罪統計及びキャンパスの安全を改善するため講じられた措置の詳細を報告する内容の報告書 (Annual Security Report; ASR) を作成することに加え、過去三年分の同報告書の公表を教育機関に義務付け。
- ・この報告書に記載することが求められている犯罪類型は殺人や性犯罪、窃盗などの他、2013年に改正された女性に対する暴力法 (Violence Against Women Reauthorization Act of 2013; VAWA of 2013) に規定された、ドメスティック・バイオレンス、デート・バイオレンス及びストーキングも含まれる。
- ・キャンパス内の学生宿舎若しくは公有地、キャンパスに隣接する公有地、教育目的で学生が頻繁に使用するがコアキャンパスの一部ではないキャンパス外の建物教育機関が公式に認めた学生組織が所有又は管理している不動産での犯罪もその報告の対象となる。

タイトル・ナイン：予防と救済

- ・OCR(教育省公民権局)：タイトル・ナイン・コーディネーターの設置を義務付け
- ・タイトル・ナイン・コーディネーターの主な責務：各教育機関にタイトル・ナインの管理要件を確実に遵守させること；学長直轄の地位、キャンパスごとに設置
- ・タイトル・ナインコーディネーターの主な任務
 - (1)学生のスポーツ競技および学業への参加状況を監視すること
 - (2)タイトル・ナインに関連する内部指針について研修および技術的な支援を行うこと
 - (3)タイトル・ナインに関連する苦情に対応するための苦情処理手続を構築すること

タイトル・ナイン：OCRによる救済手続

タイトル・ナインの違反があった場合

- (1)学校や大学の内部苦情処理手続きを利用すること
- (2)OCRに行政的不服申立てを行うこと
- (3)連邦裁判所に対し訴訟を提起すること

これらに先立って、まず、被害者の救済を図る

- まず、被害者を担当教員から離す；クラスを変えるなどの対応をする
- そのあと事実を確認し、被害者の望む形の対応の支援を行う

タイトル・ナインの効果：現状

1 スポーツについて

女性のスポーツ参加状況で、1972年にタイトル・ナインが可決された当時、スポーツ競技に参加していた女子は27人に1人程度にとどまっていたところ、30年後には女子3人に1人がスポーツ競技に参加。

オリンピックでの女子チームの活躍

2 高等教育の女性割合について

高等教育における女性の合格率および就学率が大幅に上昇

1971年当時、高校を卒業した女子学生のうち最終的に4年制大学修了以上の学歴を修めた者の割合は、高校を卒業した男子学生の26%に対して18%にとどまっていた

現在、米国の大学における学生数のみならず、修士号取得者についても女性が過半数

3 セクシャル・ハラスメントや性暴力について

タイトル・ナインにより大学のキャンパスにおけるセクシュアル・ハラスメントの報告数が増加

大学構内における差別やセクシュアル・ハラスメントに関する苦情の数は、1994年から2014年にかけて500%増加

タイトル・ナインの効果：予防・救済

1) 問題解決ガイドラインの明確化

ガイドラインは法的拘束力をもたないが、教育機関に対して提起された民事裁判では連邦裁判所がこれらの指針に依拠して判断

2) 担当事務局・コーディネーター等による予防教育の充実

セクシュアル・ハラスメントや暴行は、特に薬物やアルコールが関与している場合、同意に関する理解および知識の不足に起因していることが多い

⇒毎年、学生だけではなく、教員に対する教育も適切に行われる

タイトル・ナインの課題

女性スポーツに対する資金は増えているものの、男女間で比較した場合、コーチングのための資金およびチーム費用にはまだ平等性が欠ける。

タイトル・ナインの遵守を確保する目的で、女性チームを増やすために資金や資源を費やすのではなく、男性チームを削減や女性コーチの数が減少

性暴力およびセクシュアル・ハラスメントに関するタイトル・ナインの実施に関する最も重大な問題は、教育省の指針が法的拘束力を有しないためタイトル・ナインの実施状況に統一性がないこと

学生、教員、執行部等の大学関係者がタイトル・ナインの政策立案・策定に一切かかわっていないため、その実施に混乱が生じる

調査対象者に対する明確かつ公平な捜査手続や適正手続の確保が課題

米国全土に共通する教育機関の調査手続は統一されておらず、タイトル・ナインに基づく調査に関するOCRの指針が公表されているものの、すべての学校が従うべき普遍的な調査手続は存在しない

適正手続について(2020年ガイドライン)

- ・1人の調査員が主導権を握るモデルは明文により禁止
- ・事情を「実際に知」ることができるよう、新たな報告システムの整備及びその広報義務
報告義務を課さない = 被害者の自主性の尊重
- ・性暴力範囲の限定
 - ① 学校職員による対価型 (quid pro quo) のハラスメント
 - ② 合理的見地から判断して、教育機会へのアクセスを効果的に阻害するほど深刻、広範囲 (pervasive) かつ客観的に見て攻撃的である行為
 - ③ クラリー法 (Clery Act) において定義される 性的暴行
 - ④ 女性に対する暴力法 (Violence Against Woman Act; VAWA) において定義されるデート・バイオレンス、ドメスティック・バイオレンス、ストーキング

日本への示唆

スポーツによる男女平等の促進

入試による女性差別の是正(東京医科大学2023・5・30控訴審判決)

セクシュアル・ハラスメントや性暴力対策についての資源の拡充や意識の向上

児童生徒性暴力禁止法(2021)の制定によって、大学だけが残される結果に

参考文献

R. Shep Meinick, *The Transformation of Title IX: Regulating Gender Equality in Education*, 2018, Brookings Institution Press

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ「日本の教育機関における男女平等の推進」(2021) <https://hrn.or.jp/activity/19282/>

ORCのHPなど

ご清聴ありがとうございました
